

考 え る 広 場

再審法を考える



論説委員が聞く

桐山桂



コラージュ・横田真未

旧来の規定 改正必須

基づいて行つ「職権主義」でした。戦後の法改正では、「これを双方から証拠を出し合う「当事者主義」」に変えたのですが、第一審の手続きの改正までで時間切れになってしまい、再審部分については職権主義の旧法の規定をほとんどそのまま使つことになりました。木に竹をついだような形になつています。

桐山 その結果、どんな不具合が生じたのでしょうか。

木谷 職権主義の下では検察は、集めた証拠を一件記録とします。だから、弁護側も裁判所に行けば、検察官が集めた証拠を全部

五百以上も条文がある刑事訴訟法のうち再審の条文は十九のみで、規定が不備だと言われています。

卷之二

大谷明
文

す。被害者が自転車で側溝に落

支那のための最後の手段

で「再審決定」が出ているのに、最高裁は取り消してしまいました。木谷 この事件はどう考えて も誤判と思われるのですが、誤りの最大の原因是、「警察が最初から事故ではなく『殺人だ』と決めてかかつて関係者に自白を迫った」とあります。その上、最高裁は一、二審の「再審決定」を取り消した上、事実の取り調べもしないまま自ら再審請求を棄却してしまいました。話になります。最高裁は再審がなりません。最高裁は再審が

冤罪事件が後を絶たない。無実を証明するため、弁護団が新証拠を見つけても、裁判所の「再審開始」の扉は重く閉ざされがちだ。再審システム自体に問題がありはしないか。刑事裁判官として「無罪」判決を数多く出した木谷明さん(八四)は退官後、学者を経て弁護士として活躍中だ。再審制度はどうあるべきなのか考えてみる。

の事務次官になった村木厚子さんの冤罪事件を契機に、検察改革で「引き返す勇気」を打ち出しました。でも、現場はなかなか期待したように動いてくれません。

桐山 やつてもいない犯行を認めてしまふ虚偽自白の問題も見逃せませんね。

木谷 裁判員裁判の対象事件などに限り、取り調べの一部録音・録画が取り入れられましたが、問題はその前段階である任意の取り調べなのです。任意段階で被疑者に厳しい取り調べをして無理やり「自白」させ、その後に逮捕して「自白する場面」を録画する。その場面では、被疑者もあきりめて素直に自白してしまつのです。

件で任意段階から義務づけるべきです。

桐山 足利事件ではDNA式のDNA鑑定で「犯人」のように見えた人が、最新式の鑑定方法では逆に「犯人ではない」と、「再審無罪」になりました。科学的という鑑定に潜んでいる問題はありますか。

木谷 DNA鑑定はもちろん無罪を証明する有力な武器です。しかし、弁護側がDNA鑑定で反論をしたくても、警察が既に鑑定試料を廃棄してしまっているケースがあります。DNA

不正事件 2009年に大阪地検特捜部に逮捕された厚生労働省の村木厚子さんは冤罪だった。検事の証拠改ざん事件にも発展した。

電力女性社員事件 1997年に東京都渋谷区内で発生。ネパール人男性が犯人とされたが、冤罪だと判明した

病院事件 滋賀県で2003年に男性の入院患者が死亡。看護助手による殺人とされたが、再審無罪に
高井 栃木県での2005年の女児殺害事件。

	男性の無期懲役が確定している
事件	栃木県で1990年の女兒殺害の犯人とされた男性が、遺留物のDNA鑑定で再審無罪に
事件	鹿児島県で1979年に男性の変死体が見つかった。親類の女性が逮捕され、有罪確定、服役した。後に再審開始が決定したが、最高裁で取り消しに